

## 三条看護・医療・歯科衛生専門学校 卒業の認定に関する方針

各学科が卒業認定方針（ディプロマ・ポリシー）として掲げる以下の能力を身につけ、学則に定める卒業要件を満たした者に卒業証書および専門士を授与する。

### <看護学科>

1. 人間を全人的存在として理解し、対象との人間関係を築ける。
2. 専門職業人として倫理に基づいた看護実践ができる。
3. 科学的根拠に基づき、多様な健康レベル、発達段階にある人々に看護を計画的に実践できる基礎的能力を身につける。
4. 包括的ケアシステムにおける多職種の役割を理解し、チーム医療において看護を実践するための基礎的能力を身につける。
5. 専門職業人として、最新の知識・技術について自己研鑽し続ける基本的姿勢を身につける。

### <歯科衛生士学科>

1. 人間を尊重し、感性豊かな人間性を身につけている。
2. 対象者個々の健康を自然、社会、文化的環境など全体的な視点から見ることができ理解できる能力を身につけている。
3. 対象者の持つ問題を解決する点をアプローチできる基礎的能力を身につけている。
4. 保健、医療、福祉チームの一員としての役割を担うことができる。
5. 口腔衛生の本質を理解して、自らの口腔衛生に対する考えを明確にすることができる。

### <医療事務学科>

1. 社会の一員としてまた医療の現場で働く者として、協調性や思いやりの気持ちを持ち、他者との円滑なコミュニケーションを取ることが出来る。
2. 医療業界で事務部門を担うスタッフとして必要な専門知識と技術を身につけている。
3. 目標をもって自主的に行動することが出来る積極性や行動力、また周囲をよく見る観察力を発揮することが出来る。

### （卒業の認定）

卒業は、以下の条件を満たすものに対して、会議の議を経て認定する。

- 1) 規定する当該学科の修業年限以上在学し、かつ、当該学科履修科目のすべての単位を修得したもの（すべての科目の評価がC以上であること。科目の単位取得の条件は、前述の「授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要」に記載）
- 2) 授業料等すべての学費が納入済みであるもの

### （称号の授与）

本校所定の教育課程を修了した者には、右欄に掲げる専門士の称号を授与する。

学科名	専門士の称号
看護学科	医療専門課程
歯科衛生士学科	医療専門課程
医療事務学科	商業実務専門課程

### （資格の取得）

本校所定の教育課程を修了した者には、右欄に掲げる受験資格を与える。

学科名	試験の種類
看護学科	看護師国家試験 保健師学校養成所 助産師学校養成所
歯科衛生士学科	歯科衛生士国家試験